

## 鶴ヶ島市ゼロカーボンロゴマーク使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鶴ヶ島市ゼロカーボンロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱においてロゴマークとは、別図のデザインとする。

(使用申請)

第3条 ロゴマークは、自由に使用できるものとする。ただし、営利を目的として使用する場合には、あらかじめ様式第1号の鶴ヶ島市ゼロカーボンロゴマーク使用申請書に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

(1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 自己の商標、意匠等として、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党及び宗教団体等を支援し、公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による申請について承認又は不承認の決定をしたときは、様式第2号の鶴ヶ島市ゼロカーボンロゴマーク使用承認(不承認)通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によりロゴマークの使用を承認したときは、ロゴマークの使用方法その他、必要に応じて条件を付することができる。

(使用上の遵守事項)

第5条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用するデザインは、別図に定めたものとする。

(2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変等、応用して使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 前条第1項の規定による承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみに使用するとともに、完成した物件を提出するものとする。ただし、完成した物件の提出が困難であると市長が認めたものについては、その写真等をもって代えることができる。

3 前条第1項の規定による承認を受けた者は、その権利及び義務を他人に譲渡、継承又は転貸させてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第6条 使用者が、この要綱に違反したときは、市長はその使用の差止めの請求、必要な指示等（以下この項において「請求等」という。）を行うものとする。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

2 市長は、第4条第1項の規定による承認を受けた者が、この要綱に違反したときは、様式第3号の鶴ヶ島市ゼロカーボンロゴマーク使用承認取消通知書により通知するものとする。この場合において、使用承認を受けた者に損害が生ずることがあっても、市長はその責めを負わない。

(損失補償等の責任)

第7条 市は、ロゴマークの使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者が、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。